

令和6年度第1回福島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

【会議録】

日 時：令和6年11月12日（火）10：00～12：00

場 所：杉妻会館 3階 石楠花（オンラインも併用）

内容

1 開会

2 あいさつ

- ・こども未来局の三塚次長より挨拶があった。

3 出席委員及び事務局紹介

- ・出席委員

（現地）

篠原清美委員、江川由美子委員、吉川三枝子委員、鎌田真理子委員、原野明子委員、倉持恵委員

（オンライン）

原寿夫委員、遠藤恵美子委員

- ・事務局

こども未来局 三塚淳次長

児童家庭課 猪狩則光課長、熊坂和美主幹、筒井あかね主任主査、三瓶光太副主査、鈴木大輝主事

4 定数確認

- ・分科会委員10名のうち8名が出席しており、福島県社会福祉審議会運営規程第5条に規定する「過半数の出席」を満たすため、本会議が有効に成立していることを確認する。

5 福島県社会的養育推進計画の見直し検討（諮問）

- ・「福島県社会的養育推進計画の見直し検討」について、県から諮問する。
（三塚次長より鎌田会長へ諮問書を手交）

6 議事

【はじめに】

- ・議事録署名人として原野明子委員、倉持恵委員を選任

（1）社会福祉審議会児童福祉専門分科会の役割及びスケジュールについて

- ・事務局から【資料1】より説明。

※各委員から意見なし。

(2) 国の計画策定要領・計画記載事項等について

・事務局から【資料2】により、「社会的養育推進計画見直しの背景」「見直しのポイント」「計画の記載事項」「変更点を中心とした各項目の基本的考え方と概要」について説明。

(吉川委員)

こども家庭センターは全市町村にすでに設置されているのか。

(事務局)

全市町村には設置されておらず、29市町村が設置している状況である。

(吉川委員)

市町村に様々な権限が下りていき、取り組まなければならないことが増えてきているが、できている市町村とできていない市町村で格差が出てきた場合、県としてどのように支援していくかということも考えなければならないのではないかと。

(事務局)

県として、現場の状況や地域の実情に応じたかたちで設置できるよう、各市町村と相談しながら支援していく必要があると考える。

(吉川委員)

どうしても設置できない市町村が場合は、県が補完的な役割を果たしていく必要があるのではないかと考える。

(事務局)

市町村が行うべき業務や市町村にしかできない業務も多々ある。こども家庭センターの最も重要な役割は母子保健と児童福祉の綿密な連携が図られることであり、こども家庭センターというかたちではなくとも、その目的を果たすことは市町村でも対応可能と思われる。そのため、こども家庭センターの設置が難しくとも目指すべき姿をお伝えし、市町村の体制を整えていただくことが重要であると考えている。

(鎌田分科会長)

市町村では保健師の採用が促進されているため、法定検診を通じてチェックしていきながら、こども家庭センターと連携し対応を行っていくというイメージか。

(事務局)

母子保健部分はポピュレーションアプローチができ、支援の手立ても比較的多いが、特別に心配なこどもにどのように支援していけば良いかという点のノウハウや知識が乏しい。その点はむしろ児童福祉分野の方が十分把握、対応しているため、両者をうまくつなげていくことが市町村の最も重要な役割となるが、中核となりそれらを調整する機関がなければ調整が困難な点も多いことから、こども家庭センターの設置が必要となる。母子保健、児童福祉のそれぞれの得意分野を活かし、こどもたちを適切な支援につなぐ流れを作っていくことが必要となる。

(原野委員)

資料3にある「子育て世代包括支援センター」は、母子保健対応が中心となるということか。

(事務局)

その通りである。「子ども家庭総合支援拠点」が児童福祉部門の中核となるところであり、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を一体的に運営していく上で中核となるのが「こども家庭センター」となる。

(吉川委員)

子育て世代包括支援センターは大体の市町村が設置しているということか。

(事務局)

そうである。子育て世代包括支援センターに児童福祉部門ときちんとつながる仕組みを作っていければ、こども家庭センターの設置やその趣旨を踏まえた対応ができると思う。

(吉川委員)

小規模市町村においては、双方を設置することは難しいため、1つで2つの機能を果たせるのであれば実現性があると思われる。

(原野委員)

「8 里親等への委託の推進に向けた取組」のなかで、幼児が75%、学童期以降が50%以上の里親委託率となるような数値目標を設定するようにとの記載があるが、困難な問題を抱えるこどもが増えているなか、マッチングがより難しくなってくると思われる。そこにこのような数値目標を挙げていくと、里親不調となりこどもも里親も傷つくことが出てくると思われるため、この数値目標で良いのかという疑問がある。こどもの実態に合わせた数値目標を県として設定できれば良いか。また、里親に委託することと施設の小規模グループ

のなかで生活することのどちらが子どもたちにとってふさわしいのか、里親を支援するにはどのようなことが必要になるのか等を考えていけるように、今後の施策を検討していただくと良いと思われる。

(事務局)

現行の計画策定時、まさに原野先生のような考えのもと、県としては、乳幼児75%、学童期以降30%という目標設定を行った。学童期以降を50%と設定することについて議論はあるが、基本的に数値目標を目指すということではなく、子どもたちに最善の選択をしていった結果、この数値目標を満たすことが本来の姿である。数値目標を満たすために里親委託することは本末転倒であるため、子どもたちのために良い選択をしたときに、自然に目標を達成することができるようなかたちの施策にしていければと考える。子どもにとって安全な選択肢をどのくらい用意できるかが、計画で重要だと考えるため、数値だけが一人歩きしないようにしたい。

(吉川委員)

里親支援センターは新たに設置することになるのか。

(事務局)

国では、里親のリクルートから委託後のサポートなどを一貫して行えるよう里親支援センターを設置し、支援を強化していくことを想定、目標としており、その考え方は重要だと思うが、まだ当県では里親支援センターの設置には至っていない。

(吉川委員)

養子縁組里親を支援している NPO 法人等が全国的にあるが、委託する際は当該法人に問題がないかなども十分精査する必要があると考える。

(3) 会議公開の考え方について

(事務局)

- ・「附属機関等の会議の公開に関する指針」において、附属機関等の会議については、原則として公開することとされているが、同指針において、福島県情報公開条例に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合、全部又は一部を公開しないことができること定められている。これ以降の議事については、施設の詳細な状況等も含まれる審議となり、福島県情報公開条例第7条第5項（審議、検討、協議に関する事項）に該当するため、非公開とさせていただきたいと考える。

(各委員)
異議なし。

(4) 福島県社会的養育推進計画における主要な取組状況

(5) 計画改定に向けた調査等の進捗及び今後の作業

(6) その他

7 閉会